

令和7年度第1回宮城県企業局経営審査委員会 議事録

(1) 日時 令和7年8月29日(金) 午後1時30分～午後4時17分
(うち非公開審議 午後3時54分～午後4時15分)

(2) 場所 ハーネル仙台3階 蔵王

(3) 出席委員 10名

(4) 出席者(敬称略)

〔委員長〕

田邊 信之 公立大学法人宮城大学名誉教授
(一般社団法人不動産証券化協会フェロー)

〔副委員長〕

佐野 大輔 東北大学大学院工学研究科 教授

〔委員〕

内田 美穂 東北工業大学工学部環境応用化学科 教授
小野寺 友宏 仙台弁護士会 弁護士
窪田 忠仁 公益社団法人日本水道協会水道技術総合研究所 主任研究員
佐藤 康浩 仙台市水道局 次長
橋本 敏一 地方共同法人日本下水道事業団 理事
羽生 達雄 日本公認会計士協会東北会宮城県会 公認会計士
増田 聡 帝京大学・東北大学 教授
村上 諭 名取市建設部 建設部長

〔運営権者〕

門脇 進 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長
安東 武智 (同) 代表取締役副社長
守屋 由介 (同) 取締役経営管理部長
松尾 晃政 (同) 取締役
若菜 和也 (同) 経営管理部副部長
高田 幸一 (同) 技術企画部長
小島 健嗣 (同) 工務部長
安富 弘泰 (同) 工務部副部長
鹿間 光明 (同) 施設管理部長
武藤 直樹 (同) 施設管理部上工水Gr長

糟谷 淳二 (同) 施設管理部下水Gr長
神田 正和 (同) 施設管理部保守管理Gr長

〔事務局〕

臼井 徹 企業局水道経営課 課長
林 正義 (同) 副参事兼総括課長補佐
伊深 俊克 (同) 技術副参事兼総括課長補佐
佐藤 正和 (同) 総括技術補佐
亀井 恵輔 (同) 技術主幹 (班長)

(5) 議事録 (要旨)

1 開会

経営審査委員会を開催することについて事務局から確認がなされた。

2 あいさつ

窪田委員から新任の挨拶があった。

3 公開・非公開の決議

(凡例：●委員、○：事務局、◇：運営権者)

●田邊委員長

はじめに、本日の委員会における審議の公開・非公開の方針確認について、事務局から説明願う。

○臼井課長

それでは、本日の委員会における審議の公開・非公開の方針確認について説明する。

この後、運営権者から報告を受ける「令和6年度の事業運営状況」については、運営権者の年間事業報告書を送付し、特に説明を受けたい事項やご質問等について、事前にご提出をいただいたところである。

本日、この質問等を踏まえて、運営権者は報告を用意しているが、委員の質問等の中には「OM会社の収支実績における費目毎の内訳」についての質問があった。これは、法人であるOM会社の事業に関する情報であって、公開することによりOM会社の競争上の地位、その他正当な利益が損なわれる可能性があり、以前の委員会において「不開示情報」の具体例としてお示ししており、宮城県情報公開条例における「不開示情報」に該当するものとする。従って、運営権者からの報告のうち、事前に質問等をいただいている「OM会社の収支実績における費目毎の内訳」については、本日予定している2つの議題及びその他案件が終了した後、傍聴者及び報道関係者に一時退出をいただき、非公開の場でご説明したいと考える。

「不開示情報」を審議する場合において、会議の一部を非公開とすることについては、情報公開条例第19条及び運営要領に従い、出席委員の3分の2以上の賛成を得た場合に認められることから、ただいま説明した、会議の公開・非公開及び本日の運営方法について、委員会にお諮りする。また、進行の中で「不開示情報」に該当する内容があった場合も同様に、公開・非公開について、その都度委員会にお諮りする。

●田邊委員長

それでは、ただいま事務局より説明のあった会議の公開・非公開及び本日の運営方法について質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

それでは、事務局から提案のあったとおり、本日の審議において委員より事前に質問いただいた「OM会社の収支実績における費目毎の内訳」については、2つの議題及びその他案件が終了した後に、非公開の場で審議するものと決定してよろしいか。

(異議なし)

●田邊委員長

それでは、そのとおり決定する。

4 議事

●田邊委員長

それでは議事に入る。議題(1)令和6年度年間業務報告について運営権者より説明願う。

◇門脇社長

◇守屋取締役

(資料1により説明)

●田邊委員長

大量の資料を時間内にきちんとご説明いただき感謝申し上げます。
質疑応答に移る。ただいまの説明について質問等あればお示し願う。

●佐藤委員

p. 39 に記載がある任意事業の小水力発電について、水のもつエネルギーを有効活用して環境へ配慮することは大切な取り組みである。また一方で、水道は口から体の中に入る唯一の社会インフラなので、その安全性が最優先される。今回の小水力発電は浄水場で処理された水を利用するというので、より細心の注意が必要になる。そこで、事前にご回答いただいているところではあるが、試験運転時の水質検査項目について、まず確認したい。

◇武藤上工水 Gr 長

試験項目は、いわゆる水道法に定められる 51 項目の試験を実施している。

●佐藤委員

承知した。水道法に定められる 51 項目ということで、PFAS 等の水質管理目標設定項目は測定していないということでもよろしいか。

◇武藤上工水 Gr 長

ご理解のとおり。

●佐藤委員

設備故障等はバスタブ曲線で示されることもあるので、導入初期の点検については十分留意して行っていただきたい。もう 1 つは、水車が停止したときに、本管に自動で切り替わるシステムを導入されているということで、送水量をきちんと確保するということだが、その動作の確認をしっかりと行っていただきたい。

◇守屋部長

承知した。

●田邊委員長

ご指摘のとおり、引き続きその点について留意しながら見ていただければと思う。

●村上委員

p. 35 で労働災害が 8 件あったとのことだが、年間で考えると多いという印象を受けた。この 8 件は全て労働基準監督署への報告対象となる労働災害ということか。また、先ほど転落によるものと伺ったが、具体的な内容と対策について教えて欲しい。

◇鹿間部長

具体的な内容としては、水質サンプリングを行う際に起きたものである。場所は管廊の床面から 2 メートルくらいの高さにメンテナンスデッキがあり、そこには手すりも付いているが、壁際の手すりの部分がチェーンになっており、そこからサンプリングする際にチェーンが外れて後ろに転落してしまったという事象である。

対策については、先ほど守屋から報告があったとおり、緊急で全事業所で同様の箇所がないかの点検を行うとともに、同様の箇所があれば手すりの設置、若しくはサンプリング箇所を1階のフロアに移動できないかの確認を行い、同様の箇所については既に全箇所の是正を完了したところである。

●村上委員

8件とも同様のケースということか。

◇鹿間部長

8件はそれぞれ別々のものである。

●羽生委員

3点ほど質問させてほしい。

まず、p. 19 から p. 20 にかけての財務数値の項目についてである。この資料と既にホームページで公表されている損益計算書・貸借対照表を見てお伺いしたいのだが、2025年3月までの新規借入や設備投資によって、翌年度の支払利息の負担や償却負担がかなり増えると思う。現在進行中の2026年3月期おける最終的な損益は、赤字になるような計画ではないという認識でよろしいか。

◇守屋部長

ご理解のとおりで、赤字になるような計画にはなっていない。

●羽生委員

承知した。次に p. 34 について、内部統制の状況について記載された内容を見ると、貴社の内部統制は有効に機能していると思うが、(5)の親会社による監査は毎年実施されているものか。それともメタウォーター社も複数の子会社があるため、2、3年に1回ローテーションで実施しているのか。

◇守屋部長

ルールとしては、元々2年に1回だったが、今年からおそらくは毎年になると思う。

(※委員会後に事実関係を確認したところ、正しくは、引き続き、2年に1回の実施。)

●羽生委員

ちなみに貴社に内部監査部門を設置し、自社の社員が業務監査をするような仕組みはあるのか。

◇守屋部長

社内に監査部門を設置していないため、監査を親会社をお願いしている。

◇守屋部長

当社はメタウォーターからの重要な子会社という位置付けになっているので、ルールに沿って内部監査が行われる。

●羽生委員

自社の社員が監査することで細かい気づきなども出てくると思うが、内部監査部門を設置するような話は社内に出ているか。

◇守屋部長

内部監査部門の設置は会社を設立する際に悩んだところではあるが、仰るとおり内部に監査を抱えた方が良いという意見と、当社がそれほど大きな規模の会社でもないこと、またその費用が水道料金に跳ね返る部分もあるため、最終的には親会社が監査を行ってくれるのであれば、我々としてそのような人件費を持つ必要もないといったこともあり、結果として現在の形になっている。

●羽生委員

承知した。そうすると、今後会社の規模が大きくなり業務が複雑になってくると、もしかしたら内部監査部門を設けなければならない時期が来るかもしれないということか。

◇守屋部長

その可能性はゼロではないと思う。当社内に技術企画部という部署があり、そこがモニタリングの視点で様々なことを見ているので、一定程度の客観的なチェックはされているという前提もあるので、ご承知おきいただきたい。

●羽生委員

最後に p. 49 について、PCB が発見された場合、他にもないか調査すると思うが、その調査は既に終わっているのか確認したい。

◇神田保守管理 Gr 長

年間業務報告書の方では仙塩で 24 台という書き方をしているが、現在進行形で調査が進んでおり、最新情報は水道経営課に都度報告している。

通電中のものは安全面で近づけないので調査しづらいこと、近づけないので銘板もなかなか見えづらいこと、また数十年前の導入時の完成検査成績書を見てもなかなか型式を探しきれなかったりもするので、苦勞している。基本的には現物確認で、例えば停電日に合わせて調査するなど、地道な調査を昨年度から進めている。

●羽生委員

そうなるこれからもまだ出てくる可能性もあるということか。

◇神田保守管理 Gr 長

ご理解のとおり。ただし、概ねの調査は済んでいると現段階では思っているが、情報のアップデートは引き続き県に提供する。

●羽生委員

PCBの処理費用に係る会計上の引当処理の実施状況はどうか。

◇守屋部長

現状では会計的な取り扱いまでには至っていない。

●羽生委員

では一義的には貴社が負担するかもしれないが、最終的には県が負担するのか貴社が負担するのか協議中ということか。

◇守屋部長

それがどのくらいの規模になるのかというのを、まずはっきりさせるところから始めている。

●羽生委員

承知した。

●田邊委員長

おそらく今のご指摘は、監査の部分についてよく言われる「3つの防衛ライン」であって、現場でのチェック、会社内部でのチェック、そして第三者評価を意識されていたのではないかと推測するが、いかがか。

●羽生委員

そのとおり。

●田邊委員長

そこが今現在は明確には分かれていないけれども、将来的に必要な金額があればまたご検討いただくことになるということと思う。

PCBについては、環境サイドの話かと思うが、必要な金額がもし明確になったら、それを引当のような形で計上することもあり得る。ただ、所有者が県であるといった複雑な点もあるので、今後そういったことも意識しながら検討していただきたい。

●羽生委員

最終的な処分期限は令和 9 年 3 月なので、引当計上するとしたら今期の期末決算だと思う。監査法人とも協議いただければと思う。

●窪田委員

令和 7 年度の事業トピックスから 2 点ほど聞きたい。

1 点目が p. 57 で、設計条件の見直しや長寿命化など様々な工夫をされていると理解している。(3) のところ、下から 3、4 行目に「部品ごとに健全度調査を行い、長寿命化をしたり、部分的に更新していく」という記載があり、これはアセットマネジメントの考え方を取り入れており非常に良いやり方だと思う。このようなことを行うことで、機器の長期修繕計画や長期更新計画が当然変わってくると思うが、その辺りはどのようなタイミングで見直されているのか教えてほしい。

◇小島部長

この対象機器は実際には掻き寄せ機で、更新タイミングで当初は全面更新を考えていたが、ここに記載されているように部品ごとに健全度評価、LCC 評価を行い、更新するのが良いか、あるいは延命する方が効果が高いかを評価した上で、結果的に延命した方が効果が高いという判断で、このような活動を行っている。

●窪田委員

それに関連し、p. 61 の中古設備に関して、このような中古品が出るのかと思うくらいのもので、若干驚いている。中古品を購入するのは非常に良いことだと思うが、当然新品と中古品では償却年数が異なってくると思う。その辺りの償却年数に関する考え方はどのようなになっているか。

◇守屋部長

取得時期が不明な設備だったため、中古ではなく、新品同様の期間で償却するという形で処理をしている。

●窪田委員

承知した。

●橋本委員

p. 24、26 における仙塩流域下水道の前期、つまり令和 6 年度の営業利益の減益は、主に外注費関係の仕訳の問題であるとのことだった。これは仮に昨年度見直しされていれば、ほとんど減益にはならなかったという理解でよろしいか。

◇守屋部長

そのとおり。

●橋本委員

次に、p. 32 の地元企業の受注の話で、受注を増やすために色々と条件等を調整されているということで、ご苦労されていると思うが、そのような案件は基本的に入札をかけると応募者がある状況なのか。

◇小島部長

設計工事に関しては基本的に公募しているが、機械・電気それぞれ、1社の場合もあるが、3、4社応札してくるケースもある。

●橋本委員

地元企業が応札されているということか。それは応札していただくために工夫をされているのか。例えば、発注されていることがなかなか周知されないと難しいと思うが、どのような対応をしているか。

◇小島部長

設計段階で機器の見積もりなどがあればその段階で説明し、お声がけするといった形で対応している。

●橋本委員

p. 50 の脱水ケーキ貯留施設の話だが、これは、この図だと天蓋付きのダンプで搬入して、また焼却に戻す場合も天蓋付きのダンプで搬出するような施設ということか。

◇小島部長

現時点ではそのような設計で行っている。

●橋本委員

これは焼却設備やその前段の場所から離れた場所へ設置しようとしているのか。

◇小島部長

道路を挟んで向こう側、30m先くらいの場所である。

●橋本委員

臭気を懸念されるのであれば、汚泥ポンプで移送するなどが考えられる。

◇小島部長

仰るとおり。検討中である。

●橋本委員

天蓋付きダンプはよく使われるが、住宅が近く、臭気対策が必要なのであれば、そちらの方が確実かと思ったので質問させていただいた。天蓋付きダンプなどは最近手に入りやすいと聞くので、よく検討いただければと思う。

それから、先ほどのご質問もあったが、p. 57、58（※改築業務（創意／工夫））で非常に様々な取り組みをされていて素晴らしいと思う。このような取り組みは、いわゆるこの形態での事業だからこそできることなのか。我々のように設計をして発注するという通常のやり方ではなかなか難しいと思う。

下水道の場合だと、国費を入れて更新するためにストックマネジメント計画に位置付ける必要があるが、この事業が始まる前の時点で県の方でストックマネジメント計画を策定されたものか、それとも事業が始まってから策定しているか。

◇小島部長

結論から申し上げますと、令和4年度時点で宮城県と当社の方で協議して策定した。

●橋本委員

そうすると令和4年から9年までなので、もうそろそろ次の計画の立案時期である。それは貴社の方で進める形か。

◇小島部長

また宮城県と協議しながらである。最終的な策定者は宮城県になるかと思う。

○臼井課長

ストックマネジメント計画の策定主体は宮城県である。設備の部分については運営権者の意見を伺いながら、県の管路更新も含めて全体を作っていくこととなる。

●橋本委員

様々な取り組みをされているので、そのような形でうまく進めていただければと思う。p. 58 の監視項目の読み替えについて、これは監視制御設備の更新までの間実施するということか。

◇小島部長

監視設備の更新まで数年かかるとなると当然改造を行うが、2、3か月程度の間であれば、運転操作の誤操作の危険性がない部分に関しては、そのような読み替えで対処しようと考えているところである。

●橋本委員

最後に、p. 61 の浄水発生土の件である。事前にも質問させていただいたが、現状全て有効利用しているという報告だったと思うが、今回の設備は全量を対象にしようと考えているのか。

◇守屋部長

理想的には全量を対象にしたいが、ニーズ側の需要に応じて、つまりグラウンドで使用するという需要があれば出荷する形になるので、結果として需要があれば全て持って行ってもらえる。もし余ってしまった場合は、今までと同じように産業廃棄物として処分するか、他の有効利用先に持っていく形になる。

●橋本委員

今後は今回の設備で加工したものも含め、その時々を持っていく場所を探すということか。

◇守屋部長

そうなると思うが、今のところの計画では全て捌けるだろうと考えている。

●小野寺委員

p. 43 の③において、サイバー攻撃に対する対策について挙げられている。昨今、行政機関や企業に対するこのような攻撃の動きが見られるので、確かに重要だと思う。例えば不正アクセスなど、重大な問題に発展してはいないと思うが、普段の業務の中でそのような懸念される現状はすでにあるか。

◇守屋部長

そのような意味では、顕在化はしておらず、今のところはそのような事例はない。しかし、昨今の状況もあるため、先んじて対策を打ち始めているという状況である。

●小野寺委員

セキュリティ対策として、会社自体、貴社の本社や営業所だけでなく、各地の水道施設などに対しても全体的にセキュリティ対策を図るというようなイメージで考えているのか。

◇守屋部長

結果としてそうなると考えている。もちろんサイバーセキュリティの話もあるし、より切迫している物理的な侵入や毒物の投入なども含め、様々なリスクがある。そういったものを総合的に対策する中の 1 つの切り口としてサイバーセキュリティがあるという建付けである。

●増田委員

1点目は今日の資料の p. 60 に太陽光発電の事例が書いてあるが、上水道・下水道の施設がどれくらい電力を消費するのかよく分からないが、ここに「年間消費電力の約 14%」とあるのは、この施設全体の電力消費の 14%を自家発電で賄えるということか。それとも売電価格で換算するとこのくらいの金額になるということか。

◇安東副社長

この 14%については、太陽光発電設備を設置した仙塩浄化センターの電力使用量に対し、14%削減効果を見込んでいる。

●増田委員

承知した。そうすると、他の施設でも 1割くらいは削減可能ということになっていくということか。空きスペースの話もあると思うが。

◇安東副社長

今お話があったとおり、空きスペースであるとか、投資効果といったところを試算して判断することになるかと思う。現在実施しているのは仙塩浄化センターと、今年度実施予定の県南浄化センターの 2か所である。

●増田委員

もう 1点は、資料の p. 28 と p. 53 に MDP の話が載っているが、特に受水市町村から見て、この MDP によって情報が入った時に、それぞれの市町村の水道システムとどのように連動するのかといった要望なども出ているか。

◇武藤上工水 Gr 長

情報については、実際に大崎広域水道の関係で、そちらの受水市町村に今年の 4月からリリースを開始しており、その少し前に仙台北部工業用水ユーザーにも実施している。まさに今、8月後半で仙南・仙塩広域水道事業の受水市町にもリリースを開始している。実際の要望としては、様々な「お知らせ機能」を使って情報を提供したり、工水ユーザーから水質データが欲しいというご要望を受け、それに応える形で掲載していくという形である。受水市町村も同様の要望に対して、その情報を提示していきたい。

●増田委員

上水、下水ともにネットワークで繋がっているので、その連携も含めて新しい情報システムの利用が展開されると良いかと期待されるので、ぜひそうした取り組みを進めていただければと思う。

●内田委員

環境関係に関して2点質問させていただきたい。

まず1点目がp. 50の脱水ケーキ貯留施設についてである。この文章中に「仙塩浄化センター汚泥焼却炉の修繕期間中に発生する」ということで、この脱水ケーキ貯留施設自体は一時的な施設と考えてよいのか、それとも修繕が終わった後も何かあった時のために恒久的に設置しておく施設なのか教えてほしい。

◇小島部長

この焼却炉は年に1回、20日から40日ほど定期点検がある。今までその期間に発生する汚泥は産業廃棄物として処理していたが、その費用が非常に高騰していることから、その期間の汚泥の一部をこの脱水ケーキ貯留施設に貯留する。そして定期点検が終わり焼却炉が稼働し始めたら、その焼却炉の余裕分で少しずつ処理していく予定である。そのため、単年度で貯留したら終わるものではなく、継続的に使用していく形になる。

●内田委員

もう1つ質問だが、p. 60の太陽光発電について、場内で太陽光発電を行うとのことだが、場内で発電したものを利用するのは大変良いことだと思う。規模感として、施設の全体の面積に対して発電パネルの面積割合はどの程度に達するのか。近隣に対する影響や、これくらいの規模感のものを作るという説明などは事前にあるか。

◇守屋部長

規模感としてはおよそ敷地の2割くらいのイメージだと思う。仙塩の方はもう少し多く3割くらいのイメージかもしれない。仙塩の場合は多賀城市に位置しているので、多賀城市の条例に基づいて説明会を行っている。一方、県南の方は周りにほとんど住民の方がいらっしゃらない場所なので、岩沼市の方からも住民説明会の必要はないということで、県南の方では実施していないが、どちらにしるその場所の条例等に基づいて対応を行っている。

●佐野副委員長

2点質問がある。

p. 40の関連業務の中の(2)研究機関等からの試験研究協力について、私の仕事柄、宮城県の保健環境センターの方々と協力することが多く、仙塩浄化センターから汚泥の提供を受けていると伺っている。それはこの下水5件のうちの1件に該当するという事だろうか。

◇守屋部長

仙塩浄化センターから提供していればおそらく含まれている。

●佐野副委員長

現在、保健環境センターの方で、下水におけるインフルエンザウイルスの継続的なモニタ

リングを行おうとしており、現時点では正式にアプローチされているとのことなので、良いデータになると捉えている。ぜひご協力をお願いできればと思う。

保健環境センターは、内部的な組織なので簡単だと思うが、全く異なる研究機関の場合、申込みの経路は色々あると思うが、窓口というのははっきり決まっているものなのか。

◇守屋部長

我々の方に申し出があれば対応する。下水を提供したことは宮城県にも報告している。

●佐野副委員長

報告はあるけれども、特に窓口が一元化されているわけではなく、各箇所であるということか。

◇守屋部長

様々なルートで来ても、最終的には当社に報告が来るということになる。

●佐野副委員長

承知した。2つ目は脱水ケーキ貯留施設について、p. 50 の図のように臭気が気密シャッターにより漏れないという設計なのか。

◇小島部長

そのとおり。

●佐野副委員長

承知した。その時、臭気センサーをどこに置くか気になったが、その場合は脱臭後の空気を排気する場所にも設置するということか。その際、モニタリングはもちろん大事だと思うが、同時にそれがデータ転送されて誰かに通知されたり、記録が残ったりすることも重要だと思う。そこも設計中ということか。

◇小島部長

中央監視で見られるようにしており、その取り扱いについては協議中である。ご意見について承知した。

◇安東副社長

先ほどご質問いただいた労働災害の件で、「8件ということで少し多い印象」という話があった。調べたところ、草刈り作業中に蜂に刺される事故4、5件が全8件の中に含まれている状況である。

今年度も同様の作業があるので、様々な防護策を検討した結果、今のところ1件ということで、昨年度と比較すると労災の頻度、事故の発生件数は減少している状態である。

●田邊委員長

やはり件数としては多い印象だったので、ご説明いただき、皆様も安心されたのではないかと思います。

では私の方からも質問させていただく。

p. 21 に関連して、運営権者の資金調達が終わったとのことで、増資による資金調達も終わり融資負債もこれ以上は出ないということで、今後は一時的な運転資金が発生するかどうかは別の問題として、基本的には利益と償却を足したもので、今ある内部留保で投資を賄っていくという計画になっているという理解でよろしいか。

◇守屋部長

そのとおり。

●田邊委員長

その意味で財務上の健全性は保たれているということか。あるとすれば金利だが、そもそも何年で借りていて、ヘッジは何年で固定される予定か。

◇守屋部長

19年で50%ヘッジである。

●田邊委員長

それはかなり長い期間だと思う。ただ残りの50%は変動金利ということか。今、利子で割り戻すと1%前半くらいで調達されていると思うので、そのうち半分くらいは今後金利上昇で影響があるかもしれないと考えてよろしいか。

◇守屋部長

やはり金利上昇により、営業外損益のところはかなり影響が出ている部分があるので、この金利上昇傾向は注視していかなければならない不確定要因の1つと考えている。今は課題と見通しの項目に入れるほどの影響ではないが、今後は注視していかなければならないと考えている。

●田邊委員長

承知した。よろしく願います。

●田邊委員長

それでは、議題(2)県のモニタリング結果について事務局より説明願う。

○伊深技術副参事兼総括課長補佐

(資料2により説明)

●田邊委員長

それでは、ただいまの説明について質問等あればお示し願う。

●羽生委員

p.8の任意事業の財務諸表が遅れた件について、関係者の再教育やチェックリストを作成することによって解決するものなのか。

◇守屋部長

財務諸表には、任意事業を含むものと含まないものの2種類があり、任意事業を含まないホームページ公表向けの財務諸表を誤って県に提出してしまった。そしてその過ちに担当者が気付かず、県への提出が遅れてしまった。そのためチェックリストで管理する再発防止策は適切であり、このようなヒューマンエラーを無くしていくように努めたい。

●羽生委員

マンパワー不足ではないという理解で宜しいか。

◇守屋部長

はい。準備していたものを適切に提出できなかったという内容である。

●羽生委員

承知した。

●橋本委員

p.7の10月度モニタリング結果の記述に関して、施工計画書の変更が遅れたとのことだが、そもそものルールはどのようになっているものなのか。

◇小島部長

我々が発注している工事において、業者から提出された計画書を県に提出するというプロセスになるが、変更された計画書を県に提出するまでに時間を要し、結果的に提出が遅れてしまった。

●橋本委員

運営権者と県の間では、業者が出す計画書を県に提出するというルールか。

◇小島部長

お見込みのとおり。業者に対して変更の計画書を提出するよう話をしている。そして、当方に提出はあったものの、県へ提出するのが遅れてしまった、ということ。

●橋本委員

県への提出が遅れてしまったということか。その対策として別途専門の担当者を配置するというのは、何か大がかりな対応に見えるが。

◇小島部長

工期変更を行ったら必ず施工計画書は、反映されたものを提出するという方針で、それをチェックする担当者をつけるということ。

●橋本委員

承知した。

4 その他

●田邊委員長

それでは、次第の4「その他」に進む。事務局より説明願う。

○佐藤総括技術補佐

(資料3により説明)

●田邊委員長

それでは、ただいまの説明について質問等あればお示し願う。

(質問無し)

●田邊委員長

それでは、一時委員会を中断する。

(傍聴者、報道関係者退出)

5 議事（非公開）（非公開審議約20分）

(傍聴者、報道関係者入室)

6 閉会

令和7年度第1回経営審査委員会を閉会することについて、事務局から報告がなされた。

【非公開で審議した主な項目】

- ・OM 会社の収支実績における費目毎の内訳